

複写禁止

複写禁止

複写禁止

許可番号 00426029589

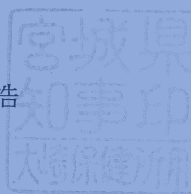
産業廃棄物処分業許可証

住 所 宮城県栗原市築館字上高森49番地5
氏 名 有限会社築館クリーンセンター
代表取締役 柏木 裕
[法人にあっては、名称及び代表者の氏名]



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村井 嘉浩



許可の年月日 令和2年4月11日
許可の有効年月日 令和9年4月10日

1 事業の範囲

事業の区分 中間処分-焼却, 破碎, 造粒固化, 選別・破碎

産業廃棄物の種類

(1) 中間処分(焼却)

汚泥, 廃油, 廃酸, 廃アルカリ, 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 動植物性残さ, 動物系固形不要物, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず以上13種類

(これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。廃プラスチック類, 金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは, 自動車等破碎物を除く。)

(2) 中間処分(破碎)

がれき類 以上1種類

(石綿含有産業廃棄物を除く。)

(3) 中間処分(造粒固化)

燃え殻, ばいじん(ダイオキシン類1ng-TEQ/g以下のものに限る。) 以上2種類

(4) 中間処分(選別・破碎)

① 選別(中間処分の前処理に限る。)

燃え殻, 金属くず, ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず, がれき類 以上4種類
(これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。)

② 中間処分(破碎)

燃え殻, 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず, 鋳さい, がれき類 以上10種類

(これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。廃プラスチック類, 金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは, 自動車等破碎物を除く。)

(以下余白)

2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 中間処分-破碎施設

設置場所 宮城県栗原市築館字上高森61番44, 61番45, 61番74

許可年月日 平成13年2月1日

設置年月日 平成7年3月8日

許可番号 06-14-0

処理能力 がれき類 71.2トン/日 89.0トン/時 3時間稼働

複写禁止

複写禁止

複写禁止